

## 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

地方公共団体またはハローワークにて就労支援を受けている生活保護受給者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するもので、生活保護受給者等の雇用機会の増大および雇用の安定を目的としています。事業主には雇い入れた者に対する配慮事項等について報告をいただきます。

なお、雇入れから6か月後を目途にハローワーク職員等が職場を訪問し、職場定着に向けた相談などの支援を行います。

### 対象となる措置

次の条件により雇い入れた場合に受給することができます。

1. ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
2. 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが雇入れ時点で確実であることが雇用契約書等の書面からも認められること
  - ※対象労働者の年齢が雇入れ日現在における満年齢が65歳未満で、雇入れ時点で当該労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。
3. 対象労働者の雇用状況の報告
 

対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について、「特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)雇用管理事項報告書」により支給申請にあわせて管轄の労働局に報告すること
4. 次のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。
  - (1) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介を受ける前に、雇入れに向けた選考を開始していた対象労働者を雇入れる場合
  - (2) 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間(以下「基準期間」という)に、雇入れ事業主が、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇(雇止め、勧奨退職等を含む)したことがある場合
  - (3) 対象労働者の雇入れの日よりも前に特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から起算して3年前の日から支給申請日の前日までの期間において、その助成対象期間中に事業主都合によって解雇(雇止め・勧奨退職等を含む)したことがある場合
  - (4) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業所との関係において、次のいずれかに該当する場合
    - ①雇入れ事業所と雇用、請負、委任の関係にあった場合、または、出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れ事業所において就労したことがある場合
    - ②雇入れ事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある場合
  - (5) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く)を受けたことがある場合
  - (6) 対象労働者の雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っ

ていた事業主（以下「関係事業主」という。）と同一の事業主が雇入れる場合又は資本的・経済的・組織的関連性等からみて関係事業主と密接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合

- (7) 対象労働者が、雇入れ事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族および姻族）である場合
- (8) 対象労働者が、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- (9) 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金が、支払期日までに支払われていない場合
- (10) 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の支給決定の対象となった者（就労継続支援 A 型事業所の A 型利用者（以下「A 型利用者」という。）として雇い入れられた者に限る。）のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日（以下「確認日 A」という）が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日 A の時点で離職している割合が 25%を超えている場合
- (11) 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の支給決定の対象となった者（A 型利用者として雇い入れられた者に限る。）のうち、助成対象期間の末日の翌日から起算して1年を経過する日（以下「確認日 B」という）が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日 B の時点で離職している割合が 25%を超えている場合

#### 5. 支給対象期（下記「支給額」の1を参照）の途中で当該対象労働者を雇用しなくなった場合

（対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇、対象労働者の死亡、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇を除く）は、当該支給対象期については不支給となります。

※なお、平成30年10月1日以降に対象労働者を事業主都合により離職させた場合、離職させた日以後3年間、当該事業所に対して生活保護受給者等雇用開発コースは不支給となります。

## 対象労働者及び支給額

### 1. 対象労働者

本助成金における「対象労働者」は、次のすべてに該当する求職者です。

- (1) 生活保護受給者または生活困窮者であって、次の①～③のいずれかに該当する者

※「生活保護受給者」とは、雇入れ日の時点で現に生活保護を受給中の者であって、生活保護の申請段階の者や過去に生活保護を受給していた者は含みません。この助成金の対象となる「生活困窮者」とは、地方公共団体が、生活困窮者自立支援法に基づく計画（自立支援計画）の作成を行った者であり、雇入れ日に、当該自立支援計画に記載された支援の目標の達成時期が到来していない者に限ります。詳しくは、ハローワークにおたずねください。

- ① 都道府県、市（特別区を含む。）、福祉事務所を設置する町村（以下「地方公共団体」という。）が労働局・ハローワークと生活保護受給者等就労自立促進事業に係る協定を締結し、こ

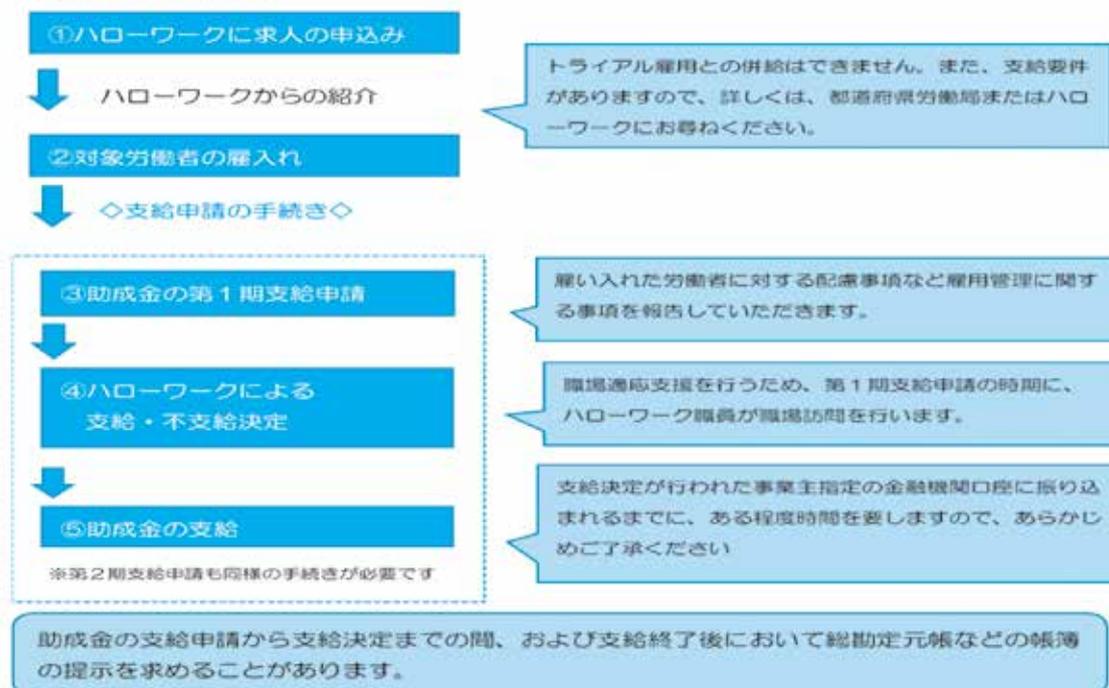
- の協定に基づき、ハローワークに就労支援の要請がなされた者であること
- ② 地方公共団体が実施する被保護者就労支援事業の対象者として支援を受けている者であること
  - ③ 地方公共団体が実施する生活困窮者に対する就労支援（自立相談支援事業における就労支援）を受けている者であること
- (2) (1) ①～③の支援を各3か月あるいは(1) ①及び②又は(1) ①及び③の支援を通算して3か月を超える期間受けており、雇入れ日現在において、就労支援の期間内であること
- ※地方公共団体とハローワークにおいて定める就労支援の期間または地方公共団体が定める就労支援の期間のことです。詳しくは、ハローワークにおたずねください。
- (3) ハローワークまたは民間職業紹介事業者等の紹介の時点で失業の状態にある者
  - (4) 雇入れ日現在において、満65歳未満の者であること

## 2. 支給額

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	60万円 (50万円)	1年 (1年)	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)
短時間労働者	40万円 (30万円)	1年 (1年)	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)

※ ( ) 内は中小企業以外の事業主に対する支給額になります。

### 支給申請の流れ



※主な要件を記載しています。詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」  
 沖縄労働局 HP 「助成金について」

パンフレット：雇用・労働分野の助成金のご案内(詳細版)